**平成２３年（フ）第８６９号**
京都市中京区猪熊通姉小路下る姉猪熊町318番地　デ・リード堀川御池101号
債務者　奈良岡　聡
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第８７２号**
京都市伏見区淀木津町195番地５
債務者　永坂　愛子（旧姓井藤）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第８７５号**
大阪府枚方市楠葉朝日２丁目１番８―304号
債務者　田中壽美子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９１５号**
京都府宇治市神明宮西35番地　市営住宅１棟201号
債務者　吉川　久夫
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９２２号**
京都市右京区嵯峨北堀町20番地の12　嵯峨団地９棟８号
債務者　川端　雅一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９３８号**
京都市西京区下津林佃１番地　桂和荘102号
債務者　Ｂｌｕｅ　ｓｅｖｅｎこと　谷地　貴史
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第９３９号**
京都府相楽郡笠置町大字有市小字峠阪49番地
債務者　藤田　恭子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１９３号**
奈良市富雄北３丁目24番15―815号
債務者　松本　延清
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２５５号**
奈良県天理市指柳町300番地３
債務者　山本　哲治
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２５６号**
奈良県天理市指柳町300番地３
債務者　山本きぬ子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２７８号**
奈良市あやめ池南４丁目２番３号　あやめ池ハイツＡ201号
債務者　北澤喜代美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第２９１号**
奈良県天理市石上町290番地
債務者　津山　茂和
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第５８号**
広島県呉市中央７丁目９番６号、住民票上の住所広島県呉市西惣付町13番８号
債務者　若宮　章弘
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第８４号**
広島県呉市蒲刈町宮盛1982番地
債務者　矢吹　和弘
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第８８号**
広島県呉市仁方西神町７番33号
債務者　宮田日出生
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第８９号**
広島県呉市阿賀南１丁目７番37―205号
債務者　古土　美幸
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第９０号**
広島県呉市広古新開３丁目２番29―502号
債務者　松谷和美こと　本田　和美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　広島地方裁判所呉支部

**平成２３年（フ）第９１号**
広島県竹原市下野町4192番地３、住民票上の住所広島県竹原市下野町4197番地
債務者　西堀　篤信
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　広島地方裁判所呉支部